

【館林市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数			4,664 人		
② 予備機を含む 整備上限台数			5,363 台		
③ 整備台数 (予備機除く)	－	－	4,664 台	－	－
④ ③のうち 基金事業によるもの	－	－	4,664 台	－	－
⑤ 累積更新率	－	－	100%	－	－
⑥ 予備機整備台数	－	－	699 台	－	－
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	－	－	699 台	－	－
⑧ 予備機整備率	－	－	15%	－	－

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度末に整備した端末を令和 8 年度に更新する。

令和 9 年 4 月から運用が開始出来るように、令和 8 年度中に全端末について更新を完了させる。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：4,702 台

○処分方法

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：4,702 台

○端末のデータの消去方法

・自治体の職員が行う

○スケジュール(予定)

令和 8 年 9 月 処分事業者 選定

令和 9 年 3 月 使用済端末の事業者への引き渡し

令和 9 年 4 月 新規購入端末の使用開始